

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（出校時刻及び退校時刻の記録）

第七条の二 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用して勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第九条の見出し中「退出」を「退校」に改め、同条中「学校を退出」を「退校」に、「じゆうぶん」を「十分」に改める。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条中「第六条の二まで」の下に、「第七条の二」を加え、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第三号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

（退職願）

第二十三条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の三週間前までに、退職願（別表第十一）を教育委員会に提出しなければならない。

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第11（第23条関係）

退 職 願

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名

氏 名 ㊦

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいので、承認をお願いします。

記

理由（国、他の地方公共団体等へ引き続き勤務する場合は、勤務先を必ず明記する。）

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。